

第3節 水質汚濁

1. 環境基準について

公共用水域の環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条の規定に基づいて定められています。

「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）として、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質27項目について基準値が定められており、すべての公共用水域に一律に適用されています。（表1-3-1）

「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）として、生物化学的酸素要求量（BOD）等の5項目について基準値が定められていますが、これらの基準値はすべての河川に一律に適用されるものではなく、その利水目的等に応じて6類型に区分され、類型ごとに環境基準が設定されており、市内では5河川で水域類型が指定されています。（表1-3-2、表1-3-3）

平成15年11月には、生活環境項目のうち水生生物の保全に係る項目として全亜鉛が追加（平成15年11月5日環境省告示123号）され、本市においては、摺上川、小国川の2河川が類型指定されています。

その後、ノニルフェノール（平成24年8月環境省告示第127号）、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）（平成25年3月環境省告示第30号）が追加されました。

また、ただちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質として「ペンタフルオロオクタンスルホン酸（以下、PFOS）及びペンタフルオロオクタン酸（以下、PFOA）」（令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知）が「要監視項目」として追加されました。（表1-3-4）

なお、生活環境項目である大腸菌群数については、新たな衛生微生物指標として大腸菌数への見直し（令和3年10月7日環境省告示第62号）が行われ、令和4年4月より施行されています。

地下水については、カドミウム、シアン、鉛などの28項目が環境基準として定められています。（表1-3-5）

表1-3-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸性イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

表 1-3-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000 CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	-

備考 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。
 3 MPNとは、大腸菌群数の測定方法のこと (最確数による定量法)
 (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道3級：前処理を伴う高度の浄水処理を行うもの。
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中酸素性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度。

イ (水生生物の保全に係る環境基準)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表 1-3-3 水質汚濁に係る環境基準の類型あてはめ一覧表

水系名	水 域	類型	達成期間	指定年月日
阿武隈川	阿武隈川中流 (2) (五百川合流点から内川合流点まで)	B	5年以内	S46.5.25 閣議決定
	荒川 (日ノ倉橋より上流)	A※	直ちに	H18.3.24 県告示 277 号
	荒川 (日ノ倉橋より下流)	A※	〃	H21.3.23 県告示 189 号
	松川	A※	〃	H18.3.24 県告示 277 号
	摺上川	A・生物A	〃	〃
	広瀬川 (館の腰橋より上流及び小国川)	A・生物B	〃	〃

※ 水素イオン濃度 (pH) に係る基準値は適用しない。

表 1-3-4 水質要監視項目及び指針値

1 人の健康の保護に関連する物質

項目	指針値	項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	クロロタロニル	0.05 mg/L以下	フタル酸ジエチルハキシル	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	プロピザミド	0.008 mg/L以下	ニッケル	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	E P N	0.006 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	ジクロロボス	0.008 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	イプロベンホス	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
フェイトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	クロルニトロフェン	—	全マンガン	0.2 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下

(注1) クロルニトロフェン、ニッケルの指針値は設定しないこととする。
(注2) PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

2 水生生物の保全に関連する物質（河川及び湖沼）

類型	指針値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-ブチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	0.7 mg/L以下	0.05 mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L以下
生物B	3 mg/L以下	0.08 mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特B	3 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下

表 1-3-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

項目	環境基準	判断基準	項目	環境基準	判断基準
カドミウム	0.003 mg/L以下	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	検出されないこと
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
六価クロム	0.02 mg/L以下	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
砒素	0.01 mg/L以下	検出されないこと	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/L以下	検出されないこと	チウラム	0.006 mg/L以下	検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	検出されないこと	セレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	検出されないこと	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	検出されないこと	ふっ素	0.8 mg/L以下	検出されないこと
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	検出されないこと	ほう素	1 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	検出されないこと	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	検出されないこと

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 水質汚濁の現況

本市を流れる河川は、そのほとんどが吾妻山系に水源をもち、東に流れながら市街地に入り、阿武隈川に流入します。

阿武隈川に注ぐ市内河川の水質汚濁の要因は、工場・事業場等からの排水や一般家庭からの生活雑排水等です。水質の改善には、工場・事業場の自主的排水改善、行政の監視指導の強化などによる汚濁負荷量の低減、公共下水道の整備促進、生活排水対策の推進、水質汚濁防止のための啓発等、総合的な対策を講じる必要があります。

(1) 公共用水域の水質調査結果

令和4年度の公共用水域の水質調査は、阿武隈川支流の17河川23地点で実施し、そのうち8地点は福島県水質測定計画に基づき調査を実施しています。なお、平成24年度まで瀬上橋（摺上川）、松川橋（松川）として市独自に調査を実施していた地点は、平成25年度より、福島県水質測定計画に基づく調査地点への移行に伴い、いずれも阿武隈川合流前と地点名を変更しています。

環境基準及び準用基準（流入河川の環境基準を準用した基準）の達成率を有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値でみると、96%（令和3年度96%）でした。

市内の河川の水質汚濁の主な要因は、工場・事業場等からの排水及び一般家庭からの生活雑排水等であり、特に家庭からの生活排水が集約される河川についてこの傾向が強く見られます。

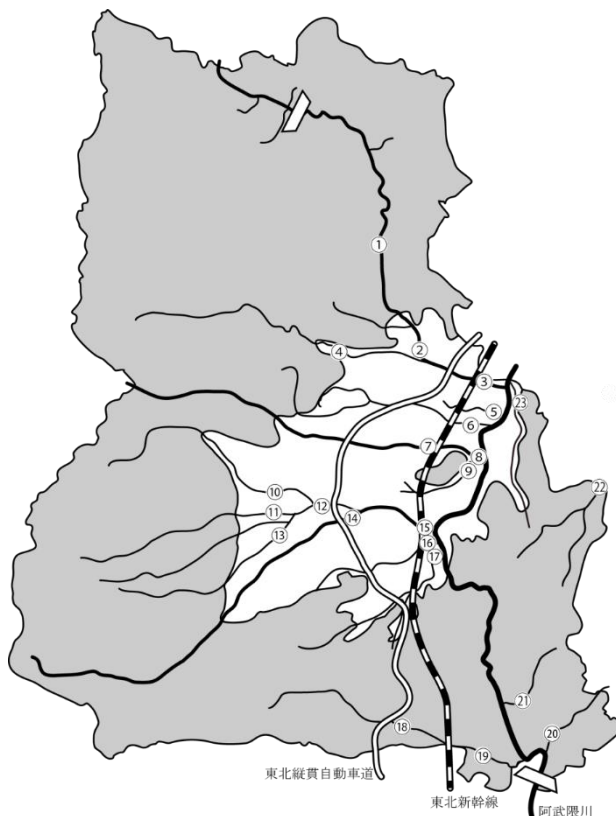
環境基準の達成率が100%なるなど、都市部やその近郊においては公共下水道の整備に伴う水質の改善が見られる一方で、公共下水道の整備が遅れている地域での水質汚濁が目立っています。

福島県水質測定計画に基づき調査を実施した8地点では、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の調査を実施しました。

また、摺上川、松川及び濁川でカドミウム等の健康項目の調査を実施しましたが、環境基準値を超過して検出された項目はありませんでした。

（関連資料：p41資料3～p49資料8）

図1-3-1 公共用水域水質調査地点図



No	水域名 (河川名)	測定地点
1		増沢橋
2	摺上川	十綱橋 ※
3		阿武隈川合流前 ※
4	小川	上小川橋
5	蛭川	上新田橋
6	八反田川	八反田橋 ※
7		信夫大橋
8	松川	阿武隈川合流前 ※
9	祓川	松川合流点前
10	天戸川	天戸橋
11	須川	須川橋 ※
12		館の下橋
13	鍛冶屋川	白津川合流点前
14	荒川	仁井田橋
15		信夫橋
16	大森川	濁川合流点前
17	濁川	大森川合流点前 ※
18	水原川	熊田橋
19		下藤内橋 ※
20	女神川	新鶴巻橋 ※
21	立田川	立田川橋
22	小国川	伊達市との境界
23	胡桃川	向瀬上駅付近

※ は、福島県水質測定計画に基づく調査地点。

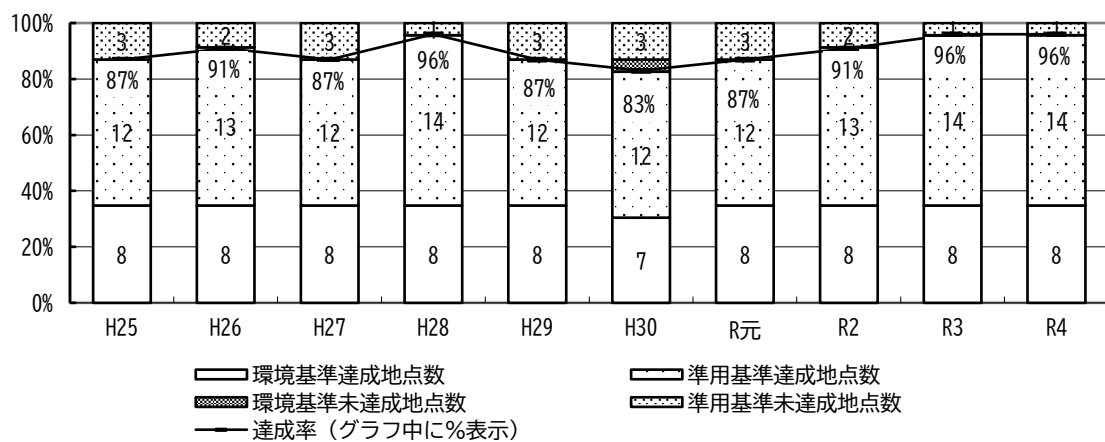
表 1-3-6 公共用水域水質測定地点の環境基準及び準用基準(生活環境項目)

No.	水域名 (河川名)	測定地点	水域類型		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 CFU/100 mL	備 考
			環境基準	準用基準						
1	摺上川	増沢橋	A	-	6.5~8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	阿武隈川へ流入
2		十綱橋								
3		阿武隈川合流前								
4	小川	上小川橋	-	A	6.5~8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	摺上川へ流入
5	蛸川	上新田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
6	八反田川	八反田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
7	松川	信夫大橋	A	-	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	阿武隈川へ流入
8		阿武隈川合流前								
9	祓川	松川合流点前	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	松川へ流入
10	天戸川	天戸橋	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	須川へ流入
11	須川	須川橋	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	荒川へ流入
12		館の下橋								
13	鍛冶屋川	白津川合流点前	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	須川へ流入
14	荒川	仁井田橋	A	-	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	阿武隈川へ流入
15		信夫橋								
16	大森川	濁川合流点前	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	濁川へ流入
17	濁川	大森川合流点前	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
18	水原川	熊田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
19		下藤内橋								
20	女神川	新鶴巻橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
21	立田川	立田川橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
22	小国川	伊達市との境界	A	-	6.5~8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 以下	広瀬川へ流入
23	胡柳川	向瀬上駅付近	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入

～参考～ 阿武隈川(福島市内)の環境基準 B類型 [阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点まで)]

備考 1 基準値は、生物化学的酸素要求量(BOD)については75%水質値、その他の項目については年間平均値とする。
 2 準用基準は、環境基準が設定されていない河川について、流入先河川の環境基準を準用する。
 3 水素イオン濃度(pH)の基準値は、松川、荒川及びこれらの河川に流入する河川については、設定されていない。

図 1-3-2 環境基準及び準用基準の達成率(BOD75%水質値)

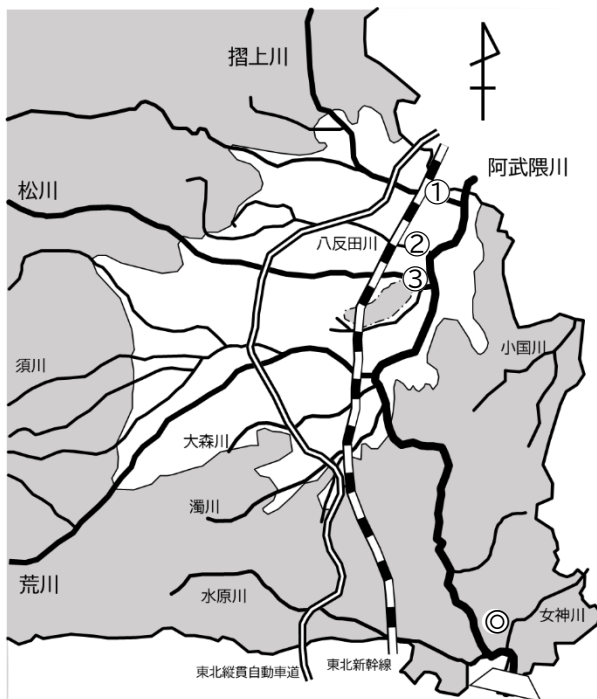


(2) 公共用水域におけるその他の有害物質調査結果

直ちに環境基準項目とせずに引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関する物質及び水生生物の保全に関連する物質として、令和 2 年にペンタフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペンタフルオロオクタン酸 (PFOA) が追加されました。

令和 4 年度は、河川 3 地点、地下水 1 地点で調査を実施しましたが、いずれの調査でも指針値の超過はありませんでした。(関連資料：p50資料 9)

図 1-3-3 PFOS 及び PFOA 調査地点



項目	No.	調査地点名
河川	①	摺上川 (幸橋上流)
	②	八反田川 (阿武隈川合流前)
	③	松川 (松川橋上流)
地下水	㊦	飯野町明治地内

(3) 地下水の水質調査結果

令和4年度は、福島県水質測定計画に基づき、概況調査（ローリング方式）を1地点、概況調査（定点方式）を2地点、継続監視調査を32地点で実施しました。

(関連資料：p51資料10)

表 1-3-7 地下水水質調査結果（概要）

調査結果		調査区分	概況調査		継続監視調査	汚染井戸周辺地区調査	計
			ローリング方式	定点方式			
調査地点数			1	2	32	0	35
調査結果の内訳及び地点数	汚染されていない		0	2	10	0	12
	環境基準値以下		0	0	18	0	18
	環境基準値超過		1	0	4	0	5
	内訳	新たに超過	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	飲用井戸	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
概況調査（ローリング方式）： 県内を10km四方のメッシュに区分し、各メッシュから1地点を選定して調査を実施する。平成20年度までは「メッシュ調査」の名称で実施。 概況調査（定点方式）： 有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の井戸で調査を実施する。平成20年度までは「有害物質使用等工場・事業場周辺調査」の名称で実施。 継続監視調査： 過去に汚染が認められた地点で継続して調査を実施する。平成20年度までは「定期モニタリング調査」の名称で実施。							

① 概況調査（ローリング方式）、汚染井戸周辺地区調査

概況調査（ローリング方式）を実施した黒岩地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が検出され、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しました。

当地区は、過去の調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過していることが確認されていることから、汚染井戸周辺地区調査は実施しませんでした。

その他の項目は検出されませんでした。

② 概況調査（定点方式）

有害物質を使用または製造をしている工場等の周辺の井戸において概況調査（定点方式）を実施しましたが、汚染物質は検出されませんでした。

③ 継続監視調査

継続監視調査を実施した32地点のうち、4地点で汚染物質が環境基準値を超えて検出されましたが、新たに環境基準値を超えて検出された地点はありませんでした。

3. 水質汚濁防止対策

(1) 水質汚濁防止法等に基づく規制及び監視

河川及び地下水の水質については、水質汚濁防止法に基づき福島県が作成した「水質測定計画」により常時監視を行うとともに、市独自でも河川の水質測定を行い監視しています。

水質汚濁防止法に基づく届出がされた特定事業場や「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水指定施設からの排水による公共用水域の水質汚濁の防止にあたっては、立入調査等により、その指導監視を行っています。

特定事業場からの排水に対しては、法による全国一律の排水基準とあわせ、上乘せ排水基準（県条例）が定められているほか、排水指定施設についても「福島県生活環境の保全等に関する条例」による排水基準が定められています。

(2) 特定事業場等届出状況及び排水基準監視調査結果

水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出状況は、令和5年3月31日現在で595事業場となっており、このうち排水規制の対象となる事業場は108事業場となっています。

また、令和4年度は77件（55事業場）で排水基準監視調査を実施しました。そのうち11件（8事業場）で排水基準不適合またはそのおそれがあり、該当する事業場に対しては、排水処理施設の改善及び維持管理を徹底するよう行政指導を行いました。

さらに、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準監視調査を13件（10事業場）で実施しましたが、排水基準不適合の事業場は、ありませんでした。

（関連資料：p52資料11）

(3) 特定事業場排水の自主測定

特定事業場から排出される排水については、水質汚濁防止法及び県条例により自主測定の実施と、その結果の記録、保存が義務付けられています。また、「阿武隈川流域に係る特定事業場の排水水自主測定指導要領」により自主測定の結果を市に報告するよう指導しています。

なお、排水の自主測定を実施しなければならない特定事業場の規模は次のとおりです。

1. 工場、事業場から排出する排出水量が1日あたり平均30 m³以上のもの。
2. 工場、事業場から排出する排出水量が1日あたり平均30 m³以下であっても、排出先の河川等の水質が著しく悪化するおそれのあるもの。
3. 有害物質を有するか、又はそのおそれのある排水を排出するおそれのあるもの。

また、排出水量が1日あたり平均500 m³以上の事業場では排水の量を連続して測定することとしています。

測定の方法、頻度は表1-3-8に示すとおりです。特定事業場における公害防止管理者、又は公害防止監督者の責任において行い、測定技術者及び測定機器の整備をしていない事業場については、他の機関に委託して行うこととなっています。

表 1-3-8 工場・事業場における自主測定の測定項目及び頻度

工場・事業場排水の排出量の程度	測定項目		水質の測定頻度
	水質	水量	
有害物質を含む排水を排出するもの（500 m ³ /日以上のものについては下記による）	○		月1回以上
30 m ³ /日 以上 500 m ³ /日未満のもの	○		月1回以上
500 m ³ /日 以上 1,000 m ³ /日未満のもの	○	○	月1回以上
1,000 m ³ /日 以上のもの	○	○	月2回以上
備考 ○印は該当する測定項目を示す。			

(4) 生活排水対策の推進

本市では、平成2年6月の水質汚濁防止法の改正を受け、平成3年2月、生活排水対策を推進し、快適な水環境を保全するため、庁内組織である福島市生活排水浄化対策推進連絡会議を設置しました。

この連絡会議は、令和3年現在、福島市環境政策推進連絡会議として、生活排水対策を含めた環境の保全に関する環境施策の総合調整を図っています。

また、平成4年3月、公共用水域の水質の保全を図り、市民の快適な生活環境を確保することを目的として、「福島市生活排水浄化対策推進基本方針」を定め、この基本方針に基づき、公共下水道の整備の他、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業などの施策を推進するとともに、市民の生活排水対策の啓発に努めています。

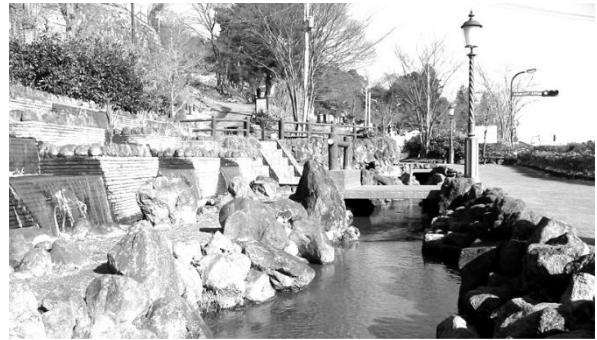
① 公共下水道の整備の推進、促進

都市の健全な発展と公衆衛生の向上、居住環境の改善、そして公共用水域の水質悪化の防止には、市街地で発生する汚水を処理するための公共下水道は、欠くことのできない重要な施設です。

本市では、公共下水道の整備の推進とあわせて、福島市を含む2市2町による「阿武隈川上流流域下水道事業」の整備の促進に努めています。

また、都市部を流れる河川の周辺では、水質の浄化とあわせて周辺環境と調和した水辺環境を整備しています。

現在、3,949haの区域で供用を開始しており、汚水処理人口普及率は89.4%となっています。(令和5年3月31日現在)



せせらぎが整備された祓川

② 公共下水道整備区域外における施策

農村地域では、河川、農業用排水の水質保全などを目的とした「農業集落排水事業」を推進しており、本市では小田、山口の2地区で実施しています。小田地区(事業区域98.8ha)については平成11年度、山口地区(事業区域213.0ha)については平成16年度に事業が完了しました。

また、公共下水道などの集合処理施設の整備が及ばない地域では、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の普及推進に努めています。

(5) 広瀬川流域生活排水対策推進協議会

平成5年2月19日付け福島県告示第206号により、水質汚濁防止法第14条の7第1項の規定に基づき、福島市、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、の1市5町の区域のうち、広瀬川及びこれに流入する河川の流域が「広瀬川流域生活排水対策重点地域」に指定されました。

これに伴い、平成5年度に1市5町で広瀬川流域生活排水対策推進協議会を設置し、生活排水対策を推進するための計画である「広瀬川流域生活排水対策推進計画」を策定し、重点的な対策を推進してきました。なお、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の4町は合併により平成18年1月1日付で伊達市となり、以降2市1町において推進しています。

本市では、広瀬川に流入する小国川流域が指定されていますが、現在では小国川の水質は改善され、ここ数年環境基準を達成している状況にあります。

(6) 水道水源保護条例

水は、私たちが生活する上で基本となるものです。

市民の健康及び生命を守るためには、将来にわたってきれいで安全な飲み水を確保する必要があり、水道水源を保護することは、極めて重要です。

この条例は、水道水源を保護するため、水源保護地域内において水質を著しく汚濁するおそれのある事業場の立地を規制する内容となっています。

現在、水道水源保護地域として、摺上川ダム水源保護地域と茂庭地区簡易水道水源保護地域の 2 ヶ所が指定(平成 15 年 6 月指定)されています。

また、市長の諮問機関として、平成 15 年 2 月より水道水源保護審議会が設置されています。

同審議会は委員 8 名で構成され、水道水源を保護するため、水道水源保護地域内で水質を著しく汚濁するおそれのある事業場の立地の計画があった場合に、調査審議する機関であり、市長が水道水源保護地域を指定するなどの重要な判断にあたっては、同審議会の意見を聴くことになっています。



摺上川ダム水源保護地域指定標識

○水道水源保護審議会委員名簿

氏名	職業等
○安倍 真知子	ふくしま未来農業協同組合女性部 福島地区部長
今井 理基夫	福島県弁護士会福島支部 弁護士
川越 清樹	国立大学法人福島大学共生システム理工学類 教授
佐藤 圭子	福島商工会議所女性会 副会長
高木 鉄哉	福島森林管理署 署長
花房 誠	特定非営利活動法人茂庭つ湖の郷 理事長
◎福島 哲仁	公立大学法人福島県立医科大学医学部 教授
村島 勤子	福島市婦人団体連絡協議会 会長

- 備考 1 ◎会長 ○副会長
2 任期 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
3 名簿は五十音順、敬称略、令和 5 年 4 月 1 日現在